

# 保育所等訪問支援のご案内

- 保育所等訪問支援は、平成24年に創設された、児童福祉法に基づく事業です。
- 地域におけるインクルージョン推進の取組の一つとして、専門知識を有する訪問支援員が、保育所や学校等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

※本事業は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）を満たし、県が指定した事業所が実施します。



## どんな時に利用するのでしょうか？

～たとえば、集団生活の場でのこんな困り感～

- ・友達とうまく遊べず、トラブルになる。
- ・先生の話聞いても理解ができない。
- ・気が散りやすく、じっとしてられない。
- ・なわとびやダンス、楽器の演奏が難しい。
- ・かんしゃくを起こしたり、自分を傷つける。
- ・こだわりや同じ遊び、一人で遊んでいる。

### 〈直接支援〉

- ・対象児の行動を観察し、子どもの特性等に合わせて、環境や活動を調整します。
- ・担任の先生と一緒に、人との関り方や、日常生活動作等にアプローチします。

### 〈間接支援〉

- ・担任の先生や訪問先に対して、発達課題や支援方法を提案し、一緒に検討します。

☆適切な支援を提供することで、子どもには自己肯定感が、訪問先には支援力が高まる効果が期待できます。また、園や学校の先生の取組を専門的な視点で確認し、共有することにより保護者との信頼感が高まります。

## 対象となるのは、どのような子ども？

- 児童福祉法第4条第2項に定める「障害児」を対象とします。
- 保育所や学校などにおける「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断します。
- 認定にあたっては、医学的診断や障害者手帳の有無は問いません。

## 訪問支援の場所は？

- 保育園、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- 乳児院、児童養護施設
- その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設  
例) 放課後児童クラブ、中学校、高等学校など



## 誰が訪問支援を行うのでしょうか？

- 保育所等訪問支援事業所に所属する「訪問支援員」が訪問します。
- 訪問支援員は、障がい児支援に関する相当の知識と経験を有する職員が務めます。
- 職種は、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の有資格者であって、5年以上業務に従事した者、あるいは10年以上障害児への直接業務等に従事した経験を有します。

## 利用の流れ

- ① 保護者が、お住いの市町村障がい福祉担当窓口にて利用申請を行います。
- ② 相談支援事業所を選び、担当の相談支援専門員と相談しながら、「障がい児支援利用計画案」を作成し、「障害児通所受給者証」を取得します。
- ③ 保育所等訪問支援を行う事業所と契約を結び、「個別支援計画」を立てます。
- ④ 保育所等訪問支援事業所は、保育所や学校等の訪問先と、支援内容や日程を調整します。  
※状況に応じて期間と回数を決定します。（標準的な支給量：月2回程度）
- ⑤ 保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、保育所や学校等に訪問し、支援をします。
- ⑥ 保育所等訪問支援事業所は、訪問後に保護者に支援内容を報告します。

## 利用料

- 保護者が負担する費用は、月毎に総額の1割です。  
ただし、世帯の収入に応じて、「負担上限月額」が定められています。
- 金額は、市町村が発行する「障がい児通所受給者証」に記載されます。
- ★ 訪問先の、保育所や学校等には、費用負担はありません。



### 保育所・学校等 訪問先の皆様へ

保育所等訪問支援は、児童福祉法第6条の2の2第6項「障害児通所支援」のひとつです。療育の必要がある子どもたちが、保育所や学校等の集団生活の場において、過ごし方に不安があったり、先生方が関わり方に悩まれるような時、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が協働支援、後方支援の立場で訪問させていただきます。

保護者から利用希望の連絡を受けた際は、相談支援事業所及び保育所等訪問支援事業所と、支援会議等により支援の具体的な内容や方法について確認させていただき、合意形成を図ったうえで支援を開始いたします。

また、事前に学校の様子について、聞き取りや見学を依頼させていただいた場合は、何卒ご協力をお願いします。



「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」（H29厚生労働省）  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1089655/hoikusyotoutebikisyo.pdf>



## 事業所一覧と問合せ先

- 県内の事業所一覧は、以下の鳥取県ホームページからご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/112178.htm>



- 利用に関する相談は、お住いの市町村の障がい福祉担当課にご連絡ください。  
(市町村担当課一覧)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836>

